

第2回検証会議意見整理票 ※「対応表No.」は、第1回検証会議資料2-1～2-3（提言と施策の対応表）の左側の番号です。

大項目	中項目	番号	対応表No.	提言	現 状		評価	改善に向けた方向性
					令和元年度の教育委員会の施策	施策に関する説明等		
1 教育委員会における研修	(1) 研修プログラムについて	1 (1)	22	(1) 教師のいじめの感知能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者、中堅教員、ミドルリーダー等の年次研修や管理職を対象とした「児童生徒理解」や「生徒指導と関係機関の連携」等の講義や演習を実施し、いじめをはじめとする生徒指導の対応力をより高められるよう研修を行っている。 ・教育委員会が主催した研修会の資料は、講義を担当した講師から了承を得られた場合、順次全教職員が活用できるパソコンを用いた総合連絡ツール(校務支援システム)に格納し、校内での伝達研修等で活用ができるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当・いじめに関する研修は、管理職、いじめ対策担当教諭対象に限られていたが、ここ数年でキャリアステージに合わせた研修も行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育センターがフル稼働するくらい多くの研修を行っている ・提言に対しての施策の実施については対応しているように見える 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、教員のいじめ対応力の向上を図るため、より効果的で実践的な研修内容の工夫をすること
			23	(2) 教師のいじめの聴き取りを行う実践的なスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、いじめ対策ハンドブックや教師のための生徒指導ハンドブック等を活用した研修を行い、教員が児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒自身がいじめの被害を早期に相談できるような環境づくりを行っている。教育相談課のいじめ不登校対応支援チーム訪問時に、各学級の参観を行い、必要に応じて、対応について指導・助言している。 ・いじめ事案の事実確認や関係児童生徒への指導、保護者への説明等の対応について、スクールロイヤーの協力も得ながら各学校での研修を行い、教員の対応力の向上を進めている。 ・全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施するとともに、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。 ・発達障害に関する基本的な知識や対応に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。 ・令和元年度の特別支援教育実践研究報告会にて有識者を招聘し、「発達障害と少年非行」についての研修を行った。 ・精神疾患に係る基本知識や適切な対応等の普及に向け、仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)等の職員を講師とした研修等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修内容によって、校長判断で出席する職員を決められるものと、あらかじめ出席者が指定されているものがある ・研修の中には教育委員会が学校現場の要望を取り入れて設定したものがある ・研修を大きく分けると、学校の対応力を上げていくものと個人の対応力を上げていくものがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・体系図は、教員個人のいじめに対する感度を上げるという観点からはよくできていると思う ・座学だけの研修ではなく、受講する先生方が納得する形で、この研修に来てよかったと思うような研修にしたい ・学校によって研修量や資質向上に対する意識に差があるのではないかと ・研修を受講した教員が、研修内容を生かして、組織的にいじめ対応を行うことができるように管理職のマネジメントが必要である 	
			24	(3) より実行性のあるいじめ防止対策 ① いじめに対する対応力の底上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・新任校長研修で、校長のケース対応について具体的な事例をもとに講義と演習を行った。また、高等学校等フレッシュ先生1年次研修、フレッシュ先生2年次・4年次研修、臨時的任用教員研修において、具体的な事例検討を主とする実践的な演習を行っている。 ・「教職員相談支援室」の紹介を、フレッシュ先生1年次・2年次・3年次・4年次研修、5年次ブロック研修、ミドルリーダー研修で行った。スクールロイヤーについては、校長研修、教頭研修、中堅教諭等資質向上研修、フレッシュ先生3年次研修、高等学校等フレッシュ先生1年次研修等で行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当者などで、SNS関係のトラブルなどの対応事例を持ち寄っての情報交換を行っている 		
			27	(5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ① 多様な価値観の尊重と個性への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月に「人権教育研修」を実施した。令和2年についても10月に研修会を実施する予定である。 			
			28	(5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ② 特別な配慮を要する生徒への対応力を向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を要する児童生徒への適切な対応に関する研修について、個々の特性の理解や適切な支援の日常的な実施に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。また、教職員の様子やアンケートの結果等を踏まえ、さらに充実した研修となるよう計画している。 			
			16	各学校の養護教諭は、管理職はもとより生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターと協働しつつ、関係機関との連携により教育相談の質が高められるように、日々児童生徒を見守ることのできる要職として中心的役割を果たすようにすること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、養護教諭について、教職員をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働、関係機関との連携など、教育相談における役割等について、再認識の徹底を図るため、研修を充実させている。 			
			18	教育委員会は、スクールカウンセラーが、子どもの内面に丁寧に向き合い多様な必要性に応えたとともに、教職員・保護者が適切に子どもの問題に関わるための助言や援助等を行うことができるように、その資質向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校スクールカウンセラーに対し、児童生徒の心理状態やその背景・要因を適切に見立てる力量を高める研修等を充実させている。 			
			7	教育委員会は、管理職候補者を含め、管理職の学校危機管理能力の伸長を図る施策を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職をはじめ、主幹教諭やミドルリーダー等に対して、危機管理能力の更なる向上を目指した研修等を実施している。(臨時校長研修等) 			<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、いじめ対応に係る組織的対応を機能させるための管理職のマネジメント力の向上を図る研修を実施すること
			32	(8) 適切な事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、文部科学省作成「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」などを校内研修において定期的に取り上げ、重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携を図りながら組織的に対応できるよう取り組む体制を整えている。 			
			21	教育委員会は、これらの提案の実現のために人的物的支援および教職員の労働環境の改善を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に係る教員の対応力向上のために、学校における研修への講師派遣やいじめ対応の成功事例を盛り込んだマニュアルの配付等を含めた支援を行っている。 			
			20	教育委員会は、いじめ防止対策推進法第9条に基づく保護者の責務について、啓発活動を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAと連携のうえ、保護者を対象として、家庭教育の重要性やいじめ問題への理解を深める研修等を実施し、一層の啓発を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会主催の保護者向け研修として、「市民開放公開講座」が設定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に関する研修については、総論としての内容だけでなく、校内で起こっている(具体的な)ものも含めて当該保護者だけでなく他の保護者にも伝わるような研修が必要ではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、いじめ防止等をテーマとする教育委員会主催による保護者対象の研修等を実施すること

第2回検証会議意見整理票 ※「対応表No.」は、第1回検証会議資料2-1～2-3（提言と施策の対応表）の左側の番号です。

大項目	中項目	番号	対応表No.	提言	現 状		評 価	改善に向けた方向性
					令和元年度の教育委員会の施策	施策に関する説明等		
1 教育委員会における研修	(2) 全教職員への共有・浸透について	1 (2)	6	教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 学校のいじめ防止・対応に係る校内研修の充実を図るため、研修事例の紹介や講師派遣を行うとともに、生徒指導担当やスクールカウンセラー担当の教員を対象とした研修会を実施し、効果的な研修方法等の周知を図っている。 教職員に対するいじめ防止に係る研修会を適時実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者に対して、所属校の教職員へ研修内容を周知するように伝えている 管理職対象の研修は、必ず伝達研修を行うことを想定している 全職員に研修内容が伝わっているかという観点でのチェックは行っていない 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の内容が全ての教職員にうまく伝わる仕組みが必要である 学校に対して、事案が起きたときに伝えなければならないことを伝えるという体系図にはなっていない この提言の趣旨は、仙台市や教育委員会が、研修内容について全教職員に伝わっているかを自覚的に確認するよう求めている 教育委員会は、受講者に対してしっかりと伝達研修を行うよう指導すべきである 宮城県教育委員会の研修では、「伝達研修を行うこと」との文言を入れていっているので、仙台市でもそのように対応すべきである 全ての研修について伝達研修することは物理的に無理である 教育委員会の調査に対して伝達研修を行ったと回答しても、実際に事案発生時に、研修の通りに教職員が動くかどうかは別問題である 研修内容については素晴らしいものを教育委員会が準備している。生かし切れていない部分があるとすれば何が原因なのか考える必要がある チェックすべきことが多くなりすぎると、チェックが形骸化し、管理の強化につながる恐れがある。チェックが無くても研修内容を共有できる職場環境づくりが大切である 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、研修内容が、全教職員へ確実に浸透するための仕組みを構築すること 教育委員会は、研修受講者に対して、自校での伝達研修が必須であることを明確に示すなどの工夫をすること 教育委員会は、研修を受講した教員が、研修内容をいじめ対応に生かしたかどうか、一定期間をおいてその効果を確認すること
			16	各学校の養護教諭は、管理職はもとより生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターと協働しつつ、関係機関との連携により教育相談の質が高められるように、日々児童生徒を見守ることのできる要職として中心的役割を果たすようにすること	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、養護教諭について、教職員をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働、関係機関との連携など、教育相談における役割等について、再認識の徹底を図るため、研修を充実させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭については、研修の中で事例を用いて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働して学ぶことができるようにしている 		
	(3) 多職種間の連携について	1 (3)	18	教育委員会は、スクールカウンセラーが、子どもの内面に丁寧に向き合い多様な必要性に応えるとともに、教職員・保護者が適切に子どもの問題に関わるための助言や援助等を行うことができるように、その資質向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 学校スクールカウンセラーに対し、児童生徒の心理状態やその背景・要因を適切に見立てる力量を高める研修等を充実させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に、スクールロイヤーとスクールソーシャルワーカーが合同での研修を開催した実績がある スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、校長も含めて意見交換をする連絡協議会のようなものはない 	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門職が合同で受講する研修の工夫も必要なのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門職が、異なる職種の専門職の役割を理解し、いじめに対する実践力を高めるため、異なる職種の専門職が合同で受講する研修等を実施すること

第2回検証会議意見整理票 ※「対応表No.」は、第1回検証会議資料2-1～2-3（提言と施策の対応表）の左側の番号です。

大項目	中項目	番号	対応表No.	提言	現 状		評 価	改善に向けた方向性
					令和元年度の教育委員会の施策	施策に関する説明等		
1 教育委員会における研修	(4) 研修の効果測定について	1 (4)	6	教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 学校のいじめ防止・対応に係る校内研修の充実を図るため、研修事例の紹介や講師派遣を行うとともに、生徒指導担当やスクールカウンセラー担当の教員を対象とした研修会を実施し、効果的な研修方法等の周知を図っている。 教職員に対するいじめ防止に係る研修会を適時実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育センターで記述式のアンケートをとっている。研修した内容をどう生かしていくかということも質問している 感想レベルのアンケートはどの研修でも取っている 研修内容が現場で生かされているか、1年後の追跡確認は行っていない 2年次、10年次の教員を対象とする研修では、研修終了後、一定期間が経過してからレポートを提出している 宮城県教育委員会で行っている方式は、独立行政法人の教職員支援機構(NITS)と同じ方式である 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の成果を数値で示すのは難しい 教育センターで行っているアンケートを抽出し、受講者の感想や意見を確認してはどうか (市においても)ミドルリーダーのいじめ対策担当教諭が、学校の中のつなぎ役となって、研修で学んだことを生かしたのかデータを見ることとできれば、研修内容の向上に役に立つのではないか 宮城県のセンターでは、研修内容をどう活用するか項目を絞ってアンケートをしている。ミドルリーダーなどのコアになる研修については、1年後に研修内容を生かしたのか追跡調査をしている 受講者一人ひとりに研修の成果を確認するよりも、教育委員会と各校長との面談の機会を利用して確認するとよいのではないか 中核となるいじめ対策担当教諭研修に焦点を当ててチェックをするなど、ポイントを絞ることで改善できるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会は、研修受講者が研修受講後に研修内容を生かした実践に取り組み、いじめ対応力を向上させることができたか、一定期間をおいてその効果を測定すること 教育委員会は、研修受講者による伝達研修等によって、学校のいじめに対する組織的な対応力が向上したか、校長ヒアリング等の機会に聴き取りを行うこと 教育委員会は、効果的な研修の改善に資するため、他都市の先進的な事例を参考に、より効果の高い研修の測定の在り方を研究し実施すること

第2回検証会議意見整理票 ※「対応表No.」は、第1回検証会議資料2-1～2-3（提言と施策の対応表）の左側の番号です。

大項目	中項目	番号	提言	現 状		評価	改善に向けた方向性
				令和元年度の教育委員会の施策	施策に関する説明等		
2 学校における研修	(1) 研修プログラムについて	2 (1)	15 各学校においては、中学生の発達段階の特性を踏まえた教育相談の知識とスキルの向上を図ること、自立の支援と問題解決の支援をバランスよく行うこと	・いじめ対策担当教諭を中心に児童生徒理解に係る校内研修の充実を図り、担任教諭のスキル向上に努めている。 ・教育委員会は、中学校教員について、支援を要する生徒にきめ細かく対応するために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどしながら、教育相談に係る知識やスキルの向上を図るための研修を充実させている。		・重要な研修は全教職員で共有すべきである ・中学校区での教員の交流は、いじめの対応力や意識の向上を図るという意味で教員の意識啓発にプラスに働くのではないかと	・教育委員会は、研修受講者が伝達研修を実施するにあたり、その方法について具体的に示した手引きやガイドラインを作成し、学校長を通して、教員への周知を図ること
			22 (1) 教師のいじめの感知能力の向上	・初任者、中堅教員、ミドルリーダー等の年次研修や管理職を対象とした「児童生徒理解」や「生徒指導と関係機関の連携」等の講義や演習を実施し、いじめをはじめとする生徒指導の対応力をより高められるよう研修を行っている。 ・教育委員会が主催した研修会の資料は、講義を担当した講師から了承を得られた場合、順次全教職員が活用できるパソコンを用いた総合連絡ツール(校務支援システム)に格納し、校内での伝達研修等で活用ができるようにしている。			・校長は、日頃より近隣の市立学校等と十分な連携を図り、いじめの防止等に係る情報共有や事例検討などを行う合同研修を設定し、実施すること
			23 (2) 教師のいじめの聴き取りを行う実践的なスキルの向上	・各学校において、いじめ対策ハンドブックや教師のための生徒指導ハンドブック等を活用した研修を行い、教員が児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒自身がいじめの被害を早期に相談できるような環境づくりを行っている。教育相談課のいじめ不登校対応支援チーム訪問時に、各学級の参観を行い、必要に応じて、対応について指導・助言している。 ・いじめ事案の事実確認や関係児童生徒への指導、保護者への説明等の対応について、スクールロイヤーの協力も得ながら各学校での研修を行い、教員の対応力の向上を進めている。 ・全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施するとともに、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。 ・発達障害に関する基本的な知識や対応に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。 ・令和元年度の特別支援教育実践研究報告会にて有識者を招聘し、「発達障害と少年非行」についての研修を行った。 ・精神疾患に係る基本知識や適切な対応等の普及に向け、仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)等の職員を講師とした研修等を行っている。	・市立学校では、いじめ対策ハンドブックを使った校内研修を実施している		
			14 各学校においては、児童生徒が有する個別の課題について、児童生徒自身が自分の在り方を自分に適した進捗で考え、中長期の視点をもって生活していくことができるような指導と支援を保護者と十分に相談し、記録を確認しながら進めること	・教育委員会は、通知等によって「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、学校と保護者が課題等を共有し、確認しながら中長期的な指導・支援を進めていくよう周知を図っている。また、平成31年度特別支援教育推進資料「個別の教育支援計画・個別の指導計画を作って活かすための5つの大事なこと」を校内研修で活用するよう働きかけている。			
			27 (5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ① 多様な価値観の尊重と個性への対応	・令和元年10月に「人権教育研修」を実施した。令和2年についても10月に研修会を実施する予定である。	・各校では、児童生徒理解を目的とし、問題行動等の情報共有を行っている。特に、家庭における不規則な生活やネットトラブルの事案がある場合には、民間団体や大学教員を講師に招いて校内研修を行う学校もある		
			28 (5) すべての生徒の個性・多様性への対応 ② 特別な配慮を要する生徒への対応力を向上させる	・特別な配慮を要する児童生徒への適切な対応に関する研修について、個々の特性の理解や適切な支援の日常的な実施に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。また、教職員の様子やアンケートの結果等を踏まえ、さらに充実した研修となるよう計画している。			
			16 各学校の養護教諭は、管理職はもとより生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターと協働しつつ、関係機関との連携により教育相談の質が高められるように、日々児童生徒を見守ることのできる要職として中心的役割を果たすようにすること	・教育委員会は、養護教諭について、教職員をはじめスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの協働、関係機関との連携など、教育相談における役割等について、再認識の徹底を図るため、研修を充実させている。			
			2 各学校は、生徒指導問題について、具体の事例を用いながら、チーム対応の確認、スクールカウンセラーの活用に関する研修を年度当初に行うこと。特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階をふまえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと	・いじめ防止や危機管理に関する教職員の対応力向上を図るため、校内研修会を全校で実施している。 ・全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施している。また、教育委員会は、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。 ・いじめの定義等を確認し、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識のもと、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があつた場合には、学校いじめ防止等対策委員会を活用して組織的に対応することを、教職員へ周知している。	・年度当初にテレビゲーム、スマートフォンに関する研修は行っていない	・提言No.2は、研修の中身について踏み込まれている。これはまさに事案について特に重要なポイントだと思っている	・校長は、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階をふまえた子どもの深層心理に対する理解を含む研修を年度当初に実施すること
			24 (3) より実行性のあるいじめ防止対策	・新任校長研修で、校長のケース対応について具体的な事例をもとに講義と演習を行った。また、高等学校等フレッシュ先生1年次研修、フレッシュ先生2年次・4年次研修、臨時的任用教員研修において、具体的な事例検討を主とする実践的な演習を行っている。 ・「教職員相談支援室」の紹介を、フレッシュ先生1年次・2年次・3年次・4年次研修、5年次ブロック研修、ミドルリーダー研修で行った。スクールロイヤーについては、校長研修、教頭研修、中堅教諭等資質向上研修、フレッシュ先生3年次研修、高等学校等フレッシュ先生1年次研修等で行っている。			
			32 (8) 適切な事後の対応	・各学校で、文部科学省作成「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」などを校内研修において定期的に取り上げ、重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携を図りながら組織的に対応できるよう取り組む体制を整えている。			

第2回検証会議意見整理票 ※「対応表No.」は、第1回検証会議資料2-1～2-3（提言と施策の対応表）の左側の番号です。

大項目	中項目	番号	対応表No.	提言	現 状		評価	改善に向けた方向性
					令和元年度の教育委員会の施策	施策に関する説明等		
2 学校における研修	(2) いじめ事案対応を通じた対応力向上について	2 (2)	15	各学校においては、中学生の発達段階の特性を踏まえた教育相談の知識とスキルの向上を図ること、自立の支援と問題解決の支援をバランスよく行うこと	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策担当教諭を中心に児童生徒理解に係る校内研修の充実を図り、担任教諭のスキル向上に努めている。 教育委員会は、中学校教員について、支援を要する生徒にきめ細かく対応するために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどしながら、教育相談に係る知識やスキルの向上を図るための研修を充実させている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校では、日常的に小さな事案が発生するので、その都度、朝の打合せなどで対応の仕方を確認している 	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容を教員一人ひとりの対応力の向上につなげていくには、個々の事案にどう取り組むのかということが大切である。特に、若手教員を中心にいじめ対応の経験が少ない教員は、事案に対して丁寧に対応することで力をつけていくことになる 軽微な事例でも丁寧に対応していくことを繰り返していくことが一番の研修である。さらに対応後の振り返りを行うことで現場の力はより高まっていく 	<ul style="list-style-type: none"> 校長は、若手教員のいじめに係る対応力の向上について喫緊の課題であると捉え、いじめの防止等に関するOJTの推進等により、若手教員等を含めた学校の組織的ないじめ対応力の向上に努めること 校長は、日常的ないじめ事案への対応やその振り返りが教員のいじめ対応力の向上に資することを理解し、校内研修やOJTの組織的な推進を図ること
			23	(2)教師のいじめの聴き取りを行う実践的なスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、いじめ対策ハンドブックや教師のための生徒指導ハンドブック等を活用した研修を行い、教員が児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒との信頼関係を構築し、児童生徒自身がいじめの被害を早期に相談できるような環境づくりを行っている。教育相談課のいじめ不登校対応支援チーム訪問時に、各学級の参観を行い、必要に応じて、対応について指導・助言している。 いじめ事案の事実確認や関係児童生徒への指導、保護者への説明等の対応について、スクールロイヤーの協力も得ながら各学校での研修を行い、教員の対応力の向上を進めている。 全教員がいじめを受けている児童生徒の心理状況を理解し、児童生徒に寄り添った聴き取りなどの対応を行うことができるよう、各学校においてスクールカウンセラーによる校内研修を年間計画に位置付けて実施するとともに、相談を受けた場合の児童生徒の特性や状況について、スクールカウンセラーを交えて組織的な対応ができるようスクールカウンセラー全体研修やいじめ対策教員研修を行っている。 発達障害に関する基本的な知識や対応に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。 令和元年度の特別支援教育実践研究報告会にて有識者を招聘し、「発達障害と少年非行」についての研修を行った。 精神疾患に係る基本知識や適切な対応等の普及に向け、仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）等の職員を講師とした研修等を行っている。 			
			27	(5)すべての生徒の個性・多様性への対応 ①多様な価値観の尊重と個性への対応	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に「人権教育研修」を実施した。令和2年についても10月に研修会を実施する予定である。 			
			28	(5)すべての生徒の個性・多様性への対応 ②特別な配慮を要する生徒への対応力を向上させる	<ul style="list-style-type: none"> 特別な配慮を要する児童生徒への適切な対応に関する研修について、個々の特性の理解や適切な支援の日常的な実施に必要なスキルの習得、専門性の向上につながる研修を行っている。また、教職員の様子やアンケートの結果等を踏まえ、さらに充実した研修となるよう計画している。 			
			24	(3)より実行性のあるいじめ防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 新任校長研修で、校長のケース対応について具体的な事例をもとに講義と演習を行った。また、高等学校等フレッシュ先生1年次研修、フレッシュ先生2年次・4年次研修、臨時的任用教員研修において、具体的な事例検討を主とする実践的な演習を行っている。 「教職員相談支援室」の紹介を、フレッシュ先生1年次・2年次・3年次・4年次研修、5年次ブロック研修、ミドルリーダー研修で行った。スクールロイヤーについては、校長研修、教頭研修、中堅教諭等資質向上研修、フレッシュ先生3年次研修、高等学校等フレッシュ先生1年次研修等で行っている。 			
	ライ(3)働き方改革の推進(ワークライフバランスの推進)について	2 (3)	21	教育委員会は、これらの提案の実現のために人的物的支援および教職員の労働環境の改善を図ること	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止に係る教員の対応力向上のために、学校における研修への講師派遣やいじめ対応の成功事例を盛り込んだマニュアルの配付等を含めた支援を行っている。 			
			31	(8)教員の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に於いて、校長のリーダーシップの下、いじめ対策担当教諭を中心とし、いじめへの組織対応ができる校内体制、教育相談体制の構築ができるよう、合同校長会やいじめ対策担当研修、いじめ不登校対応支援チーム訪問を通じて、指導・助言している。 			
	(4)研修の効果測定について	2 (4)	6	教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 学校のいじめ防止・対応に係る校内研修の充実を図るため、研修事例の紹介や講師派遣を行うとともに、生徒指導担当やスクールカウンセラー担当の教員を対象とした研修会を実施し、効果的な研修方法等の周知を図っている。 教職員に対するいじめ防止に係る研修会を適時実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 結果的に教員一人ひとりの対応力が向上し、実践につながればよいのだから、研修の効果を無理に測らなくてもいいのではないかと 複数校が集まった研修や情報共有を行うことは、学びの場にもなり実効性も上がるので、評価や効果測定が必須ということでもなくともよいのではないかと 細かなチェックよりも、学校間の情報共有の仕組みが必要ではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> 校長は、日頃より近隣の市立学校等と十分な連携を図り、いじめの防止等に係る情報共有や事例検討などを行う合同研修を設定し、実施すること 	